

臼杵市耐震改修促進計画 概要版

～災害に強いまちをめざして～

はじめに

■耐震化の必要性

過去発生した大規模地震について

- 平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生。
- 平成 28 年 4 月の熊本地震では、由布市及び別府市的一部において最大震度 6 弱の揺れが発生。
大地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

耐震改修促進法の改正について

平成 17 年 6 月の「住宅・建築物の地震防災推進会議（国土交通省）」において、「住宅及び特定建築物の耐震化率を平成 27 年までに少なくとも 9 割にすべき」と提言しました。

平成 18 年 1 月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の改正では、国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めました。

平成 25 年 11 月の法改正では、耐震診断の報告が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物及び、大規模地震時に災害対策の中核を担う庁舎、避難施設となる建築物、災害救助活動の拠点となる消防署等及び負傷者等の救急医療を担う病院等、避難・救助活動等に資する緊急輸送道路の沿道の建築物について、重点的に耐震化を促進することになりました。

平成 31 年の法改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等についても耐震化が進められることになりました。

■計画の目的

- 臼杵市耐震改修促進計画は、安心・安全なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存木造建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことや特定建築物の耐震化を促進することを目的としています。
- 具体的には、建築物の耐震化により、地震による死者数・経済被害を最小限に抑え、また、地震時の緊急輸送道路・避難路を確保することにより、安全の確保、生活支援をスムーズに行い、災害に強い地域づくりを目指します。

耐震化の目標

■住宅の耐震化の現状・目標

○本市の住宅の耐震化率（70.4%）を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）の耐震化率は 80%、令和 12 年度（2030 年度）の耐震化率は 90% を目標とします。特に、旧基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）に建築された木造住宅の耐震化を促進します。



■特定建築物の耐震化の現状・目標

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状・目標

○本市の特定建築物（公共建築物）の耐震化率は 100% を達成しています。そのため特定建築物（民間建築物）のみ目標設定を行います。

○本市の特定建築物（民間建築物）の耐震化率（86.0%）を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）の耐震化率は 96%、令和 12 年度（2030 年度）の耐震化率は 100% を目標とします。なお、特定建築物（民間建築物）の事務所、賃貸住宅等を対象として耐震化を促進します。



特定建築物（避難路沿道建築物）の耐震化の目標

○本市の特定建築物（避難路沿道建築物）は、木造住宅耐震診断補助制度、木造住宅耐震改修補助制度、危険ブロック塀等に関する制度等を活用し、耐震化の促進を図ります。

■公共建築物の耐震化の現状・目標

○本市の公共建築物の耐震化率（97.3%）を踏まえ、令和 12 年度（2030 年度）の耐震化率は 100% を目標とします。

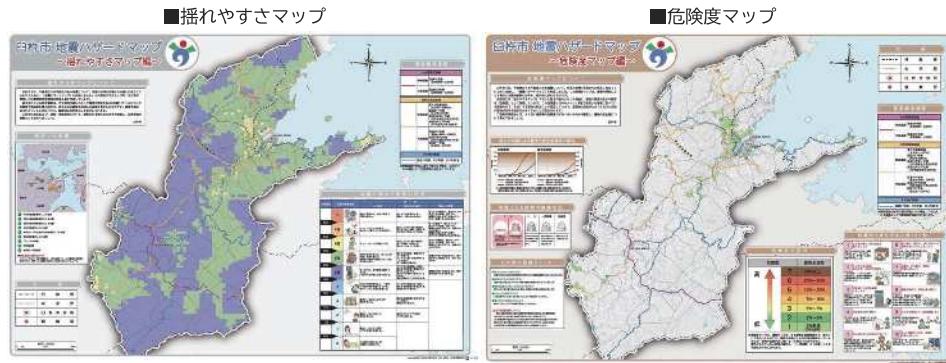


耐震化を促進するための総合的な取組み

■市民に対する知識の普及啓発

地震防災マップの作成・公表

○市民の防災意識向上や被害を最小限に抑制すること等を目的として、「揺れやすさマップ」、「危険度マップ」、「臼杵市防災マップ」を作成しています。様々な自然災害の危険性を市民の方々に周知し、防災意識の向上、避難の円滑化等による被害の軽減を図るとともに、地震発生時における住宅や近隣住宅等の危険度を認識いただけことで、耐震化を促進します。



情報提供及び周知手段の充実

○市報への掲載や定期的なホームページの更新を行い、継続的な情報提供を行うとともに、耐震診断・耐震改修に関するパンフレット（耐震診断・耐震改修の支援制度、改修工法や費用等）、イベントによる紹介等により周知を図ります。

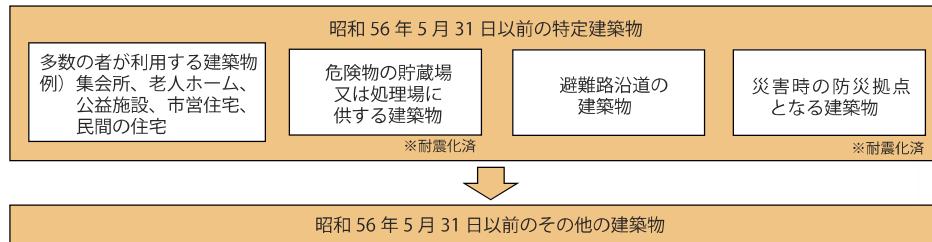
リフォームにあわせた耐震改修の誘導

○リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、単独で実施するよりも工事費や日数の面でのメリットが大きいことから、相談窓口などを利用した情報提供を行います。

自治会との連携

○各自治会との連携を図り、自主防災組織等に対して耐震診断及び耐震改修の啓発活動のため、専門家や技術者派遣等の必要な支援を行います。

■優先的に耐震化すべき建築物の設定



■地震による被害を最小限に抑制するための現状の取組み

各種補助制度の活用促進

○木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助、子育て世帯や高齢者・三世代同居の住宅改修に対する補助、ブロック塀の補助の活用を促すことにより耐震化率の向上を目指します。

耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の充実

○市に相談窓口を開設し、耐震診断や耐震改修に関する質問・疑問に応じるとともに、必要な情報提供を行います。

専門技術者の育成と紹介

○受講者名簿に基づき、住民への専門技術者を紹介します。

ブロック塀の安全対策

○防災行事やパンフレット等を通じて、ブロック塀倒壊の危険性に関して、建築物等の所有者に対する啓発活動を実施します。

家具等の転倒防止対策の推進

○家具・家電に対する固定など身近な安全対策の普及啓発を図ります。

落下事故防止対策の推進

○窓ガラス、外壁タイル及び天井材の落下の危険性について関係団体と協力して、建築物所有者等に必要な対策を講じるよう働きかけていきます。

建築設備等の転倒防止対策の推進

○建築設備（電気給湯器、プロパンガス、高架水槽、貯水槽等）の転倒防止対策及び建築設備の火災対策の普及啓発を図ります。

宅地の安全性確保の推進

○地震において、液状化や土砂災害等による被害の影響がある宅地については、安全性向上に向けた対策（構造物の補強対策等）を推進するとともに、危険性について周知を図ります。

臼杵市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

○アクションプログラムでは、木造住宅の支援制度の活用、耐震アドバイザーによる簡易診断、市民への周知普及、改修事業者の技術力向上等の進捗管理を計画的に行い、耐震化を図るために実現化方策として実効性をもったプログラムを今後とも推進します。

その他

○県や公益社団法人大分県建築士会臼杵支部、一般社団法人大分県建築士事務所協会、大分県建築物総合防災推進協議会等の関係団体との情報交換や連携を図り、建築物の耐震診断や耐震改修の手法や技術、支援策等の普及を図り耐震化を促進します。

○本計画は、「臼杵市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の実施などにより各年度ごとに進行管理を実施し、PDCAサイクルの運用を適切に推進し、耐震改修を実施(DO)し、実施状況を確認(CHECK)し、必要に応じて見直し(ACTION)、計画の策定へとフィードバック(PLAN)を行うものとします。

■相談窓口

臼杵市都市デザイン課 ☎ 0972-63-1111